

## 東大和市いじめ問題対策連絡協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、東大和市いじめ防止対策推進条例（令和元年条例第19号）第10条第3項の規定に基づき、東大和市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、東大和市教育委員会が任命し、又は委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、その選出方法は、委員の互選による。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、学校教育部教育指導課において処理する。

### (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。